

# 乳幼児期の「人間関係」・「言葉」について

—3 法令から見る 5 領域の「人間関係」・「言葉」を読み取る—

## On "Human relations and words" in early childhood

—Read "human relations" and "words"

in five areas viewed from three laws and regulations—

説田 ひとみ

Hitomi Setta

### 〈摘要〉

今般の社会情勢の変化に伴い、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の保育・教育を「幼児教育として共通に捉える」ことを重視する観点から幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂（改定）され、平成 30 年 4 月 1 日より施行されることになった。これら 3 施設は、共通のねらいと内容を持ち、共通の「資質・能力」を育てていく事が明示された。

今回の改定により、乳児期は子どもが他者と関わり始め、自我を獲得し、心身の発達に関わる乳児保育が子どもの成長や社会に大きな影響を与える極めて重要な時期であることが明らかになった。また、今まで成り立っていた家庭教育が減退していることも大きな要因となっている。

以上を踏まえ、教育（5 領域）の「人間関係」「言葉」との密接な関係は、乳児期にとって大切であることを整理し、5 領域全てにより教育が成り立ち、小学校の教育の基礎を培う「保育」が前提であるべきと確認した。

〈キーワード〉 人間関係 言葉 非認知能力

### はじめに

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂（改定）に伴い、特に重視されていることは、現行では乳児として 1 つに括られていたところを保育所保育指針では乳児と 1 歳児以上 3 歳未満児の保育に位置付けられたことである。このことで、乳児と 1 歳児以上 3 歳未満児の保育の充実、質の向上が図られている。3 歳以上においても保育所保育指針では、乳幼児期「生命の保持及び情緒の安定」については、養護的な働き掛けや環境づくりが重要であることや、「養護と教育の一体性を強く意識する」

ことの大切さが改めて強調された。日本でも3歳児以上の幼児教育について、義務教育化されることが期待されている。このことから保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園で行われる保育が、現代社会に促した全国どこでも同じ水準で受けられるような質の高い幼児教育に関する記載が共通化された。

改定された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型こども園教育を重ねて「人間関係」・「言葉」の視野にそれぞれどのように捉えていくかを考察する。

保育内容の5領域は、重なり合いながら生活や遊びの中で育まれる内容が組み込まれることが必要となる。発達過程における初期段階では、養護「生命の保持及び情緒の安定」について養護と教育の一体性をより強く意識した保育内容であることが求められる。生活習慣の形成や家庭での学びとの連続性の確保などの観点から、保育所と家庭との連携が極めて重要である。

乳児から2歳児までの時期においては、子どもの発達が飛躍的に進み、様々な成長の段階の姿が見られることで、専門職である保育者によって、子どもの発達過程に応じた「学び」の支援が生活や遊びの場面で、適時・適切に行われることが大切である。保育内容は、3歳以降の保育の連続性を意識すること、養護と教育を一体的に行うことが最も強調されたことについて考察する。

## 1. 保育所保育指針・幼保連携型認定こども園「養護及び教育を一体的に」行う重要性とは

(1) 養護と教育を一体的に行うことが、より一層強調された理由は何か資料を基に探る。

◎ 保育所保育指針改定についての意見<sup>1</sup> 平成28年5月10日 社会福祉法人 日本保育協会

一般の保育所保育指針改定に際し日本保育協会としての意見が提出された。この意見は、保育所保育指針が「児童福祉施設の設定及び運営に関する基準」第35条に基づいて作成された厚生労働大臣告示であることを前提に議論し、まとめた資料である。

① Q 子育て支援制度の施行等に伴う保育をめぐる環境の変化を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか？

A 保育所保育指針では「養護と教育を一体的に行っている」と記載されているが、意味がわかりにくいため、解説書において具体的に説明を記載すべきである。

② Q 乳児保育、3歳未満児保育に関して「この時期の発達の特性を踏まえつつ」のような内容を充実するか？

A 3歳未満児の教育は幼稚園の学校教育と同意語ではないが、保育所における3歳未満児においても教育（子どもの学び）が必要であることを、もう少し保育所保育指針に記載すべきである。

A 乳児においても、養護だけでなく教育が必要であることを明記すべきである。ま

表1 保育所保育指針の改訂に関する中間とりまとめの概要<sup>ii)</sup>

<b>保育所保育指針の改訂に関する中間とりまとめの概要</b> <small>(平成28年8月2日)                      社会保障審議会児童部会保育専門委員会</small>	
<b>背景 (保育をめぐる近年の状況)</b> 現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改訂について検討。 ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行 (平成27年4月) ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加 (1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27)) ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加 (42,664件(H20)→88,931件(H26)) 等	
<b>1. 保育所保育指針の改訂の方向性</b> (1) <b>乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実</b> この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(発達の特徴と合わせて保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に記載) (2) <b>保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ</b> 保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育ててほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。 (3) <b>子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し</b> 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。 (4) <b>保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性</b> 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の意を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。 (5) <b>職員の資質・専門性の向上</b> 職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。	<b>2. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し</b> 1. の改訂の方向性を踏まえ、以下のように章構成を見直し。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b style="text-align: center;">具体的な章構成(案)</b>  <b>第1章 総則</b>                      ①保育の基本及び目標 ②養護の理念 ③保育の計画及び評価  <b>第2章 保育の内容</b>                      ①乳児保育に関するねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関するねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関するねらい及び内容(与地域) ④幼児期の終わりまでに育ててほしい姿 ⑤保育の実施上の配慮事項  <b>第3章 健康及び安全</b>                      ①子どもの健康支援 ②環境及び衛生管理並びに安全管理                      ③食育の推進 ④災害への備え  <b>第4章 子育て支援</b>                      ①子育て支援の基本 ②保護者に対する子育て支援 ③地域における子育て支援  <b>第5章 職員の資質向上</b>                      ①職員の資質向上に関する基本 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④実施体制等                 </div> 今後のスケジュール 今後、更に内容の充実が必要な点や、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討の状況も踏まえつつ、引き続き検討を行い、本年末を目標に、最終的な報告を取りまとめる予定。 <small>※保育所保育指針の改訂については、H28年度内に大臣告示、1年の通知期間において、平成30年度から施行予定。</small>
<b>3. その他の課題</b> (1) <b>小規模保育、家庭的保育等への対応</b> 保育指針が準用されることを想定して、記載を工夫。 (2) <b>周知に向けた取組</b> 保育指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。 (3) <b>保育の質の向上に向けて</b> 改訂が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。	

た、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では乳幼児の教育について3歳以上児は学校教育、3歳未満児は保育と規定されているが、保育所保育指針における教育面については、0歳児から就学前までを連続的に捉え記載すべきである。とされた。

(2) 中間報告から平成29年度を周知期間として、平成30年度から施行される。

改訂の概要は、以下の通り記載されている。

- 環境を整え、遊びを通じて学びを促すという原則は変わらない。
- 3つの施設(幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園)が共に質の高い幼児教育を求められることが一層明確化されている。
- 幼児期の終わりまでに身につけさせたい3つの資質・能力や育ててほしい10の姿が、小学校の教育との連続性を踏まえて明確に整理された。(3歳以降の幼児教育が義務教育されることを念頭に置いた3歳以上の保育は、現代社会に即した質の高い幼児教育を全国どこでも同じ水準で確保できるように考えられた。)
- 保育所やこども園での乳児保育の教育としての側面を明示されている。(教育要領にはない乳児と1歳以上3歳未満の保育に関しては、3歳以上児とは別に項目を設け乳児期の特徴を着目して保育内容が記載された。特に乳児期の保育0・1・2歳児の保育の充実、資質向上が今回の改訂の重要なテーマの一つとして女性の社会進出、共働き家庭が増加、核家族化の中で保育所への入所が急増した。その中でも1・2歳児の増加である。乳児の保育内容を今まで以上に保育内容、方法等明確に打ち出し指針に位置づけた。)

- ・カリキュラムによって「主体的・対話的で深い学び」が進められるように提案されている。

(3) 「養護と教育を一体的」がより強調したこと

改定においては、「養護」と「教育」の定義をより明確にし、0歳から就学までの全年齢を通じた視点をもったねらいや内容を示したことで、年齢により分断せずに発達連続性<sup>iii</sup>を大切にしながら、保育所保育指針の大綱化を図ったこと。また、保育者等は、養護と教育を一体的に行う保育の意義を理解し認識する。その上で、自らの保育をよりの確に把握する視点から保育を振り返り、評価を行うことは保育者の専門性として重要であるとされた。

保育所保育指針の解説書では、「養護と教育が一体的に展開されるという意味は、保育者等が子どもを一個の主体として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられる援助をすること」となっている。大人の保護や世話を多く必要とする乳児や低年齢の子どもだけでなく、子どもの生活環境や保護者の状況が変化している現在、保育における「養護」（子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う関わりや援助）は全年齢において重要であることを認識する。保育所は、学校教育の前倒しの保育ではなく乳幼児期の「教育」（子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助）を積極的に捉え、その内容を充実させることも保育所の課題となる。改定では、養護に関する基本的事項として「(1) 養護の理念」<sup>iv</sup>を明記し養護とは、単に子どもの世話をするのではなく、安全で衛生的な環境を作り出すことや、精神的な安定を支え、優しく温かい関わりが保育者との信頼関係を築くことは環境全体を指している。養護と教育が「相互に関連を持ちながら総合的に展開される」保育の質を高め養護の視点を十分に理解して保育を行う事が大切である。

汐見の「養護の行き届いた環境とは」<sup>v</sup>以下の事で理解する。保育所保育指針ハンドブック（2017年告示版）Gakken引用

- ・穏やかに、安定した生活リズムを整えることは、けがや病気を未然に防ぎ、保育者は子どもの発達や予想される病気やけがの知識をもち、保護者に伝え環境を整える。基本的な生活習慣の自立を支え、安定した生活リズムを身に付ける環境、情緒の安定や意欲的な活動を支える基盤となる。
- ・信頼関係をベースに主体的な活動を支えることは、乳児期から1対1の関わりの中で欲求や要求を優しく受け止められることで、大人との信頼関係を育み、信頼関係の基盤は自分に対する信頼感や自信、自己肯定感をも育み心の安全基地をつくり、主体的な活動を広げていく。主体的な活動は、子どものしたいこと、したくないことを選択し、自分で選べる環境のもとに成り立つ。関わりや環境を工夫し、自己選択を促しながら温かく応答することが大事であることを確認する。

## 2. 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園の3法令について

### (1) 3つの幼児教育施設に求められたこと

今回の改訂は、未来を見据えて子どもの力を育むために幼児教育・保育だけでなく小学校以上の学習指導要領においても改訂され、日本の教育の大改革が行われた。その理由として挙げられることは、今後の社会におけるAIに代表される技術革新の進歩やIOTの広がり、世界のグローバル化や流動化、これら政治的経済的、そして社会的変化のスピードは速く、予測不可能な社会にも適応する芯からの基礎を育み、子どもたちが20年後、活躍できる大人に成長することが目標であることを十分に理解して保育に携わる者の役割と理解しなければならない。3つの幼児教育施設に共通する幼児教育の在り方としては、「環境を通じた教育」「乳児期からの発達と学びの連続性」「小学校教育との連続の在り方」が明確にされ、幼児教育の内容や質を揃えることになった。幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え保育を見直すこと、「資質・能力」「幼児期の終わりに育ってほしい姿」を意識して計画・評価すること、乳児期の子どもへの育ちを捉えて、幼児期への学びの連続性を考える保育を行うことが明記されている。

### (2) 幼児教育において育みたい「資質・能力」の三つの柱

「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」について

#### ・「知識及び技能の基礎」

遊びや生活の中での豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、わかったりできるようになるのか。

#### ・「思考力、判断力、表現力等の基礎」

遊びや生活の中で、気付く、できるようになったことなどを使い、どう考える、試す、工夫する、表現する等。

#### ・「学びに向かう力」

心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか。以上を小学校以降になると、資質・能力の三つの柱は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」となり、高等学校までに一貫して育まれていくことが目的とされる。学びに向かう力とは、人間性等は様々なことに意欲を持ち、粘り強く取り組み、目標に向かって頑張っていく力のことで、意欲的または協働的な力は知的な力と情意的または協働的な力が相互循環していくことが必要で、幼児教育が担うことは、このような力を育てることが示されている。今回の改訂は幼児教育の基礎的な部分や幼児期に育むべき力がより明確となった。

### (3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10項目）

この10項目は5領域の内容で、5歳児後半に出てくる姿を保育者等が重点的に指導する「資質・能力」の三つの柱を踏まえた具体的な姿である。

①「健康な心と身体」 ②「自立心」 ③「協働性」 ④「道徳性・規範意識の芽生え」 ⑤「社会生活との関わり」 ⑥「思考力の芽生え」 ⑦「自然との関わり・生命尊重」 ⑧「数量・図形、文字等の関心・感覚」 ⑨「言葉による伝え合い」 ⑩「豊かな感性と表現」が10の項目で示されている。この項目は、5歳終了時に完全にできることを目的としていない。この項目に示されていることは5歳児で突然出てくるわけではないため。3・4歳児からの指導を経て5歳児の生活の中の色々な場面で発揮できるようにする。10の姿とは、子どもの完成された姿ではなく、毎日の保育の積み重ねがその姿に繋がっていくということ意識して保育に当たらなければならないことを確認する。また、10の姿は幼児教育と小学校をつなぐものとして考える。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10の姿（幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型教育・保育要領より）を5領域に分ける。

健 康 ①健康な心と体

人間関係 ②自立心 ③共同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり

環 境 ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重

⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い

言 葉 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い

表 現 ⑩豊かな感性と表現

保育指針では10の姿を5領域に分けてはいるが、第2章に示す「ねらい及び内容」に基づく活動全体を通して育まれることを留意して行うとされている。

## 3. 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 保育の目標について

養護の目標は、「生命の保持及び情緒の安定」を図ること。

教育の目標は、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」という5つの領域。

以上を実現していくために、保護者と子どもとの間の安定した関係を援助することが必要とされている。

### (1) 養護と教育について

#### 養 護

生命の保持：子どもの健康と安全を守ること。保育者は一人一人の子どもが快適に、また健康で安全に過ごし、生理的欲求 が満たされ、健康な体づくりのための活動を行う。

情緒の安定：子どもの心の安定を図ること。あるがままの子どもの姿、子どもの心を温

かく受け止め共感しながら、信頼関係を築いていくことが基本になる。

## 教 育

- 健 康：心身の健康に関する領域。子どもが自ら安定感をもって生活し、十分に体を動かして遊んだり、生活習慣の生活リズムを身に付けたりして、安全な生活を送る力をつけることを目標
- 人 間 関 係：人との関わりに関する領域。友達や周囲の大人とコミュニケーションをとり、自立心や人と関わる力を養うことを目標
- 環 境：身近な環境との関りに関する領域。自分を取り巻く環境に好奇心や探求心を持って関わり、物の性質や数量・文字などに興味をもってそれらを生活に取り入れていく力を養っていくことを目標
- 言 葉：言葉の獲得に関する領域。経験したこと、思ったことを自分の言葉で表現し、相手の話を聞く姿勢や話す意欲を育てることで言葉に対する感覚や表現する力を養うことを目標
- 表 現：感性と表現に関する領域。感じたことを言葉や態度などで表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養うことを目標

### (2) 保育の方法

- ・子どもが主体であること。子どもが自分の感情や意思を持ち、やりたいことを自分で決められること。保育者は見守り、支えること。
- ・自己を発揮できる環境。一人一人が持っている力を充分に発揮し、やりたいことが充分にできる環境。
- ・発達過程は、子ども一人一人によって異なり、一律に同じことを行う事に無理を生じます。発達過程や個人差を常に考慮して、子ども一人一人の発達・個性を見据え、個人差を尊重して保育を展開する。
- ・集団での活動を効果あるものにできるように仲間関係が深まるために、一緒に行う事や挑戦して失敗すると悔しいが、次への意欲や喜びを共感しあって強い心を育てる。集団としての力を育ていけるものとする。
- ・遊びや生活は、子どもが主体であることを考慮して、保育者が主導的に何かをやらせるのではなく、自発的・意欲的に関われる環境を構成し、子どもが自ら選べることで、子どもの力を伸ばしていける保育を総合的に行い、5領域の視点を持って子どもの体験が偏らないようにする。
- ・保護者支援は園で行っていること、大事にしていることについて、保護者と園が共有して常に必要な情報を交換することが、保護者と一緒に子どもを育てていくことになり、結果として良い育ちとなる。

### (3) 保育の環境（子どもを取り巻く3つの環境）

保育の環境には、保育者等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更に

は自然や社会の事象がある。保育者は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。保育の環境には、人・物・場、それぞれの環境は複雑に関連し合いながら、子どもの育ちの場になる。

#### (4) 保育に当たり豊かな環境をつくるための4つの視点

##### ・自発的な活動を促す

保育の基本は、子どもたちの意思や活動を引き出すこと。自ら興味を持ち、遊びや活動が始められる環境を整える事。

##### ・衛生面・安全面への配慮

子どもに興味や関心のある遊具や用具は固定でなく、臨機応変に種類や数、配置などについて工夫し、保健・衛生的な視点でも環境をチェックし怪我や事故に最大限の注意を払う。

##### ・動と静のバランス

休みたい・くつろぎたい・動きたい・やってみたいという欲求のもと、安らぎや癒しが得られるような環境の工夫、静と動の動きをもたらした環境の工夫がバランスよくリズムに配慮した環境づくりへと繋がる。

##### ・人との関わる環境

子ども自身が人と関わっていける環境はとても大切にしなければならない。例えば、ごっこ遊びが行える場の設定は、子どもの発達に合わせた教材・素材が求められる。子ども同士のやり取りを見守り、仲立ちできる環境で子ども同士の関係が発展するような環境を設定します。

## 4. 改定後の3歳未満児の保育

「保育所保育指針」(乳児、1歳から3歳未満児)の捉え方について改定は、3歳未満児保育の充実を図ることを重要に構成されている。※乳児(<0歳代>の保育の内容は、5領域を大きく3つの視点に分けている)

乳児・1歳以上3歳未満児の保育内容については、3歳以上児とは別に項目を設けられおり、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載されている。理由としては、この時期の発達過程における成長が著しく、発達の特性に応じた保育は、発達の道筋や順序を保育内容と合わせる事が、望ましいと考えられたこと。

#### (1) 社会情動的スキル・非認知能力(くじけない、しなやかで豊かな心を育てる)とは何を示すか

知識を得る、記憶する、正しく読み書きができるといった認知能力(知力)を丁寧育てていくことは保育の課題となっている。同時に、非認知能力を育てることは重要課題と

なっている。非認知能力は、数値化するのが難しく、生まれつきの性質と環境による育て方などが大きく影響する。旺盛な好奇心や集中力、自己を制御する力、自己肯定感や有能感、頑張る力、楽天的であるなどの情動を「コントロール能力」という。「情動的スキル」は、社会性にも関わるため「社会情動的スキル」と言われている。社会的情動的スキルが育っている子は、その後社会に出たとき挫折にも強く、困難を乗り越え、自分を大切に生きることができる。「社会情動的スキル」の基礎能力が培われる時期は、0・1・2歳児と言われる。この時期の保育は非常に大切ということから今回の改定では、3歳児未満の保育の質が重要視されている。

## 5. 乳児の発達と「人間関係」と「言葉」から保育指針

### (1) 乳児 [基礎的事項]<sup>vi</sup> 保育所保育士指針 より抜粋

保育指針の内容を十分理解して、この時期（0歳から1歳まで）は、人との関わりがとても重要であることは明らかである。保育所では、多数の保育者の下で保育が行われるため、保育者は子ども一人一人の人格形成にどのように関わっていくかを把握し、赤ちゃんの発達を具体的に理解することで、その子の人格をしっかり受け止め、保育を行うことが望ましい。例えば、新生児期から3カ月までは3時間おきに繰り返される授乳と睡眠、おむつ交換は大人の援助が必要である。この行為が人と関わり愛着関係を結び、人間社会の一員として他者の行動を模倣し、学び成長する。基盤として必要なことは、安心できる場所で、情緒の安定を図れることが前提であり、赤ちゃんは寝ながらにっこりと微笑む『生理的的微笑』とは「うれしい」といった感情や「心地よい」などの意味はないが、親の関心を誘い、思わず笑いかけ、声をかけたくなる。大人は泣いたら「どうしたの」という赤ちゃんからのシグナル行動に応え、赤ちゃんのコミュニケーション力を育むことが、人間形成のベースとして築かれる。赤ちゃんは、潜在的に人と関わる能力を持っていて、引き出すことが大切である。

4～5カ月になると、相手を意識的に選んで微笑みかけるような「引き込み現象」（お互いのリズムが同調し合い、相手を引き込んでいく現象）の潤滑油のような働きを行うと言われている。言葉が出る前は、手の動きの中でも指差しは伝達行動の始まりで、物を指差して人に示せば「とって」「あった」などの自分の気持ちが伝わるという経験を通して、やがて言葉を使ったコミュニケーションへと発展する。

乳児期の「人間関係」・「言葉」の関係は、「愛情豊かに、応答的に」言葉のやり取りができない、区別のできない喜怒哀楽（未分化の情動）で周囲の大人とやり取りをして、大人が赤ちゃんの働きかけに応答して、赤ちゃんが感じた「快」「不快」「うれしい」ということを理解することは、機械的にミルクや離乳食を与えるのではなく、心地よい言葉を添えて、互いの気持ちを響かせる事が様々な能力の基礎となり、人が豊かに生きて行く上で

大事なこと（信頼感）を発達させる。赤ちゃんと大人の気持ちが共感することにより育まれる「身近な人と気持ちが通う」「身近なものとの関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」これらの3つの要素から成り立ち育つものと考え、人間関係・言葉は特定の保育者との間に愛着関係（アタッチメント）が形成され、乳児期後半に運動機能が発達し保育者の動きの真似や歌に合わせたスキンシップのある遊びが楽しめるようになる。身体の諸感覚が認識でき表情や手足、身体の動きで表現できるようになってくる。乳児期は、人とただ関わるのではなく、安心できる言葉掛け、安心できる人が最も重要である。このような子どもの動きから養護と教育が一体で成り立っている事を理解し保育を行う。

## 6. 1歳以上3歳未満児の発達と人間関係と言葉<sup>※</sup>（保育所保育指針）より抜粋

### (1) 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容（省略）

### (2) 「人間関係」と「言葉」の発達について（1歳以上3歳未満）

身体的に歩けるようになり探索行動ができるようになる。

1歳から3歳未満児は、3歳以上児同様に「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域で示されている。3歳未満児の場合は、保育者の身体的な関わりを伴い養護的な場面が多く、子どもが経験していることに注目すると、教育的側面が見えてくる。よって、1歳以上3歳未満児の発達の特性としてこの時期の5領域は、大きく重なっていることから3歳以上児の生活へと緩やかに繋がっていくことが重要であるとされ、改定前と異なり5領域となっている。

1歳を過ぎると発達の特徴としてあげられることは、身体的な発達で歩けるようになり、探索行動ができるようになることは大きく注目すべきである。

#### 「人間関係」

人との関わりの中で、受容的・応答的である保育を基本に「人間関係」は重要視されている。特定の人との深い愛着関係（アタッチメント）は、子どもの安全基地といえるもの、保育者と1対1で遊んだり、生活を共にしたりして心の安全基地がいつもあることが、活動を広げ自我が発達し、所有意識も強くなる。この時期は玩具などを多めに用意することで、ルールを教えることを急がず、それぞれの子どもの気持ちを理解し行動させることが、養護と教育の一体化となる。子どもの気持ちを受けとめ、やり取りを通して、子ども自身が少しずつルールに気付き、その必要性を感じることで3歳児以降の決まりを徐々に知らせるためにも、この時期は気持ちの受け止めや経験は非常に重要である。この頃は、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になり、できた喜びを保育者等と共有することで自尊感情が生まれる。

子どもの肯定は、失敗しても、保育者等が肯定することにより、「できなくてもやってみよう」ということを繰り返し行う経験の積み重ねが、有能感を育くむこととなる。子ど

もの「自分でやりたい」という気持ちを、保育者は先取りせず、自分でできるところは自分で行き、「できた」という喜びを共有していくことで、子どもの興味や関心につなげることが保育者等です。友だちとのぶつかり合いも大切な経験で、自我が育ち、身近な保育者等に自分を認めてほしいと思う気持ちと他の子の存在に気付き、気にしたり、関わろうとしたりする姿が出てくる。自分の気持ちを言葉で伝えることができず、トラブルが起きる。これは、人との関わり方を知るための大切な経験（自分の思いを相手に伝え、相手の思いに気付く経験）となる。何度もその経験が積み重ねられる環境と援助が必要です。保育者等の援助として、一人一人の思いを受け止め、丁寧な仲立ちを心掛け、人間関係の基盤を作り上げていかなければならない。

### 「言葉」

言葉の発達には個人差がある。1歳を過ぎるころから一語文「ブーブー」「ワンワン」「ママ」「パパ」などの身近な言葉を話し始めたり、歩き始めたりして散歩活動を行うようになる頃「語彙爆発」と呼ばれるほど言葉は急に増え、2歳頃には2語文や質問が増え、3歳までに1,000語ほど獲得する。保育者等は、言葉の背後にある気持ちを受け止め、気持ちや楽しさに応答する。このような子どもの豊かな時間を保証するには、言葉が使いたいという気持ち、表現する楽しさなどの喜びを十分に受け止め、人の話や自分の思いを伝えることができるように、保育者等は子どもの心がワクワクする経験や面白いことを発見したことを言葉で伝え、いつも子どもの心に寄り添い、子どもが話しやすい環境を整える。0歳後半は、「子ども」と「保育者」が物を介してやり取りできる二項関係から1・2歳になると「子ども」「保育者」そして「言葉」の三項でのやり取りが可能となる。子どもが何かを話したいと思うとき時、保育者等は子どもが話すのを待つことは、言葉の発達には個人差があるため楽しく話せる雰囲気作りとなる環境となる人的環境（保育者）が必要となる。

言葉ができるようになると、ごっこ遊びの基礎になる見立て遊びが成立し、言葉の爆発的増加は、何かと何かで象徴するという働きが本物の電車を言葉に置き換えると「でんしゃ」。言葉で電車を積み木に置き換えるのが「見立て遊び」となり、見立て遊びは言葉を使った簡単なごっこ遊びへと進化する。2歳頃には、集団で絵本の読み聞かせが成立し、みんなと一緒に内容を理解し気持ちが通じて簡単な、なりきり遊びが成立する。保育者等は、子どもと一緒にごっこ遊びを楽しみ、子どもの経験に合わせて、ごっこ遊びの世界を広げられていく。遊びを通して人と関わり、言葉の獲得や社会性を培い、成長していくこの小さな世界の小さな出来事に十分関わりながら3歳以上の保育と繋がり、非認知能力と自己肯定感をもった子どもを意識した保育を行なわなければならない。

上記のことから乳児期は発達の成長が著しく、個人差を考慮し1歳以上3歳未満の年齢は、厳密な暦年齢でなく、1歳頃から3歳頃までの発達の連続性を大切に子どもの育ちを見ることが大切にする。1歳前後は「自分で」という思いがあっても、実際には大人の援

助が必要であることを保育者等は自覚し、自分の気持ちや状況が言葉で上手く伝えられないことも把握して、子どもの様子を注意深く見て思いをくみ取り、子どもの主体性や自発性を尊重し温かく見守り、自分でやりたい気持ちを育てる援助を大切にす。また、保育者等に「見ててね」と言って、できた喜びを共有し気持ちを大切にす関わりは、運動機能や手指の機能、認知能力が発達し、沢山のことができるようになるための環境構成を設定する。

上手く出来なくてかんしゃくを起し泣いたり、怒ったりして保育者等の援助を拒否するが、自己肯定感が身につくように保育者等は、子どもの意欲や努力を認めて温かく見守り励まし、何度も繰り返し行える場を提供する。子どもの気持ちを受け止め、頑張ろうとまいかなくても受け入れてくれる保育者等がいることで、安心感をもってやってみようとする気持ちを育てることが、自尊心や目標持続力、社交性などの力（非認知能力）を身につけることができる。この力は、将来の生活や仕事における成功に貢献できる「生きる力」に繋がる。

3歳未満児の保育は、子どもの生活経験に偏らないきめ細かな配慮を行う環境で育つことで、乳児期に培った人間関係は成長したのち質が異なる。よって0・1・2歳児の受容的で応答的な環境を整えることにより、非認知能力が身に付けられる保育が求められている。今回の改訂（改定）は非認知能力を身に付けることが重要視されている。

## 7. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容<sup>■</sup>（保育所保育指針）より抜粋

### (1) 3歳以上児の領域「人間関係」「言葉」

#### ① 身近な人との関わりと発達「人間関係」「言葉」

3歳頃までに人との関わりの基本となる「愛着」は形成される。特定の人との間に形成される心理的な絆であるこの愛着が形成されることで、人と関わりたい、人と関わるのが楽しいと感じ、人との関係が広がっていくのは、乳児期の愛着形成の土台となっている。この土台の下で3歳以上児の人間関係が成立する。

#### ・自己調整力

自己を発揮せることは、相手に対して自己主張することが含まれ自己抑制と合わせて、葛藤を繰り返しながら徐々に身に付けていく。

例えば、3歳児が入園して不安な子や自己主張が強すぎる子に対し保育者等は、我がまま、自己統制ができないなどと表面的な捉え方ではなく、その子の不安を受け止め、心情に寄り添い、自己が発揮できる援助を行う。

4歳となると他者への関心が高まり、一緒に遊ぶ中で自己と他者の間で葛藤することによって、相手の気持ちに気付き始め、5歳は活動の目的を意識し、どのように考え、意見のぶつかり合い、互いにとってどうすれば良いかを考え、目標に向かって解決できる力を

身につける。(子どもが自分を抑えて考えることができるということは、友だちと楽しく○○がしたいという土台と自分も思い通りにならないが、もっと面白くもっと良くしたいと思うことで成立する) 保育者等は、善悪を判断し、ルールを決めるのではなく、子ども自身が友だちとの関係の中で自分を少し抑え、調整し成立するという経験から、その価値が感じられる援助を行う事で自己調整力が養われる。

・道徳性と規範意識の芽生え

幼児期は、集団生活の中で友だちと心地よく過ごすために、どうすれば良いかに気付き、考えていく経験を積み重ねることが大切。道徳は、善悪の判断。規範意識とは、ルールやきまり、時間を守る、生活の中での順序のこと。

(2) 3 法令の教育で育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」  
「人間関係」

道徳性・規範意識の芽生えは、領域「人間関係」1ねらい(3)2内容(9)(10)(11)(12)\*3内容の取扱い(4)(5)\*教育要領・保育指針に記されている。以上の内容を理解し、3歳以上児の活動が幼児における葛藤、つまずきを経験することで、他者に対する信頼関係や思いやりの気持ちにつながる集団生活を通して規範意識が養われるように、自己発揮と自己抑制という気持ちの調整力を育むよう支える。

遊びの中で、人との関わりはイメージを共有することで培われ、一人遊びから保育者等と一緒に遊び、さらに友達と一緒に遊ぶようになる。子どもたちは遊んで楽しいだけではなく、葛藤や困難を乗り越え「生きる力」の基礎を培うためにも体験を積み重ねなければならない。遊びの中で共有するイメージは、実在するものではなく、友だちとの間で形成されるものであり、遊びの中でコミュニケーションを通して一緒に協力して達成する喜びを分かち合う事で、次も一緒に取り組みたいという意欲につなげ、互いの良さを受け止める関係を育み、互いの思いや意見、考え方を伝え合う事で、自己発揮ができるようになる。友だちの思いと共に、面白さの追求は遊びの中でどうしたら面白くなるかを探求する。自分の思いを調節し試行錯誤する力は、試す、工夫する時間と環境を提供することで、子どもたちは自己を発揮しながら他者と共に探求を深めていく。自分の思いを共有できる仲間がいることを感じ、自分の思いがみんなから認められ、自分の居場所を確保することは情緒の安定し、仲間と一緒に遊びの取り組みは、思いや意見のくい違い、遊びの中での友だちとのぶつかり合いから学ぶ葛藤は、子どもの成長となる。

諦めずに仲間と向き合い、折り合いを付ける手立てを考え、調整し葛藤を乗り越え忍耐力となる。幼児期に身に付けてほしい姿10項目は、人が生きて行くために大切にしたい基盤となっている。保育者等はもちろんのこと保護者との協力が大切であり保護者と共にその子の成長に合わせた保育を行う。

「育ってほしい姿」10の姿の人間関係「イ 自立心」「ウ 共同性」「エ 道徳性・規範意識の芽生え」「オ 社会生活との関わり」は活動を通して培われていくことを確認する。

## 「言葉」

人は、言葉を獲得しうる生得的基盤を持っていてもそこにスイッチを入れる人物の存在が必要である。対人的な関わりの中で言葉を獲得することは、子どもと保護者・保育者・子ども同士の関わりの中で獲得していくものである。自分自身を表し、受け止めてもらうことで満足、他者が表すことに関心を向けること、注意深く聞くこと、共感することなどが必要である。正しい言葉を教えるということは、形式的ではなく魅力的な対象がいれば、子どもはその対象をよく観察して、その対象の身振りや行動、言葉使いさえも模倣に繋がる。絵本や紙芝居などリズムカルで心地よい繰り返し言葉には子どもの心が非常に反応する。遊びを高揚させることで言葉が体の動きと共に表し、言葉というものは子ども自身が自ら獲得するものである。「育ってほしい姿」10の姿の言葉では、「ク数字や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「ケ言葉による伝え合い」に繋がっていくことを確認する。以上のことを含め5つの領域には区切られているが、今回「人間関係」「言葉」に領域2項目に着目して考察したが発達と成長の過程における保育は、5領域全てが絡み合い保育が成り立つことを確認した。

## 8. 考察

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」3法令が同時に改訂（改定）されたことにより、幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園が初めて、日本の大切な幼児教育施設として位置付けられた。

近年では、社会情勢の変化により待機児童問題や乳児保育の重要性が高まり、また、世界的にも乳児期からの丁寧な関わりが非認知能力を身に付けられる能力として注目されたことにより3法令の改訂（改定）となった。この3法令では、共通の幼児教育で育みたい「資質・能力」の三つの柱として「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」日々の子どもたちの遊びの中で育むことが示めされ、子どもが何をしたいのか、何を必要としているかを情報収集して評価する中で、課題や問題点に着目する保育を行うための視点について、保育者に分かりやすく明記されている。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）は、「育つ姿」ではなく「育ってほしい姿」として、日々の保育の積み重ねが10の姿になることを意識して行う。保育者は保育を振り返り、子どもの成長を把握し、成長の確認と共に子どもと関わる時間や、子どもが充実感をもって活動に取り組めるゆったりとした時間を保証することで、子どもの主体性を重視する。以上については、保育者等が子どもを一個の主体として尊重し、その命を守り、情緒の安定を図り、乳幼児期にふさわしい経験を積み重ねるための援助ある保育が展開できると考える。

保育の目標から保育の方法、保育の環境（人的環境・物的環境・自然、社会事象環境）

の豊かな環境4つの視点を含め、教育5領域から「人間関係」「言葉」を培うことは、人の愛情を受け安心できる母親の気持ち、世話をする大人の気持ちが赤ちゃんに通じ「愛着形成」をもたらした。愛着形成の土台が歪むと人を信じられず、信頼関係の基盤が培われず、生涯において人間関係が屈折する。保育者等は子どもの成長に応じた関わりが重要であり、子どもの発達に応じた保育の展開が基本であることを理解して保育を行う。子どもの主体性や能動性を引き出すには、人的環境が及ぼす影響は大きく、愛情豊かで応答的な保育は「人間関係」「言葉」のみではなく10の項目の姿を身に付けていくためにも、5領域の含まれた保育の必要性を重んじる。また、乳児・1歳以上3歳未満児に培かわれた非認知能力は、3歳児以上の保育での経験を通して、自分の思いを共有できる仲間との関係では、自分の思いを押し通す満足ではなく、自分の思いが仲間から認められ、自分の居場所の確保、仲間と一緒に遊びに取り組む思いや意見のくい違いから学ぶ葛藤の中から、諦めずに仲間と向き合い、折り合いを付ける手立てを考え、気持ちを調整することで、葛藤を乗り越える力が忍耐力となる。こうした経験は人と関わり言葉を交わす「人間関係」「言葉」だけでなく、5領域に偏りない活動が求められる。3歳児以降の発達・養護・教育の連続性は0歳からの連続であり、特に人との関わりによって起こり得る大きな影響は、「人間関係」「言葉」を考察することにより、5領域に偏りのない幼児教育から小学校へと繋ぐ保育計画の作成が重要である。今後は、改訂（改定）の意味を十分理解した上で、「幼児教育施設」としての責任を果たす努力を怠らないことを確認した。

## 9. おわりに

社会情勢の変化により、子ども環境が大きく変化することから、将来の社会に適応し貢献できる担い手を育てることが保育に課せられている。今回の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（改定）は、少子高齢化、核家族化、地域の希薄化によって3法令が定められたことを理解して、保育者等は保育を進めていかなければならない。幼児期の手厚い保育が子どもの将来の人生を決める力、非認知能力を育てる乳幼児期であることを十分に理解し、認識することが保育の質を高めていく。平成30年4月1日から施行される保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を前提として保育者等は、日々研鑽し保育や保護者と共に子どもの育ちを確かめ合い成長していく喜びを支援することを怠らない努力の必要性を確認する。また、保育者等は学んだことを実践し保育の質を高めることが保育者・保育所の全体の質を高める。良き保育者等とは、共に学び、互いの意見を交換し認め尊重し、安心できる自分の居場所を確保することで保育に受持できる。職場の良好な人間関係が保育者等はもちろんのこと、子ども、保護者が育つ環境である。以上を踏まえ、私たちは、今回の「人間関係」「言葉」を通して良き人間関係、コミュニケーション（言葉）のできる人材を育て

る機関として努力を怠らないようにする。

本論文で子どもたちにとってかけがえのない時間を保障し、保育ができる環境を整え、質の良い保育者を育てることが大切であることを再認識した。

【註・参考文献】

保育所保育指針改定についての意見 平成 28 年 5 月 10 日 社会福祉法人 日本保育協会

- i file:///C:/Users/h-setta/Desktop/59-1.pdf H.29.8.10
  - ii 表 1 保育所保育指針の改訂に関する中間とりまとめの概要  
www.zenshihoren.or.jp/pdf/hotsuu/1609/69.pdf H.29.8.10
  - iii 全国保育士会編「平成 29 年??告示保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領幼稚園教育要領」P003～
  - iv 発達の連続性「発達（育ち）の捉え方」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/048/siryo/attach/1343156.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/048/siryo/attach/1343156.htm)  
H.29.11.16.
  - v 全国保育士会編「平成 29 年??告示保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領幼稚園教育要領」P005～
  - vi Gakken「保育所保育指針ハンドブック（2017 年告示版）」引用 P30～
  - vii 乳児〔基礎的事項〕全国保育士会編「平成 29 年 3 月 31 日告示保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領幼稚園教育要領」抜粋 P013～
  - viii 1 歳以上 3 歳児未満の発達と人間関係と言葉 全国保育士会編「平成 29 年 3 月 31 日告示保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領幼稚園教育要領」P017 より抜粋
  - ix 3 歳以上児の保育に関するねらい及び内容  
全国保育士会編「平成 29 年??告示保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領幼稚園教育要領」P024 より抜粋
  - x 1 ねらい (3) 2 内容 (9) (10) (11) (12) 全国保育士会編「平成 29 年 3 月 31 日告示保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領幼稚園教育要領」P027
  - xi 3 内容の取扱い (4) (5)  
全国保育士会編「平成 29 年 3 月 31 日告示保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育・保育要領幼稚園教育要領」P028
- 汐見稔幸・小西行郎・榊原洋一「乳児保育の基本」株式会社フレーベル館 2009 年  
志村聡子「はじめて学ぶ乳児保育」同文書院 2014 年  
長谷吉洋「乳児の発達と保育」エイデル研究所 2012 年  
阿部和子・大場幸夫「乳児保育」ミレルヴァ書房 2007 年  
吉本和子「乳児保育 一人ひとりが大切に育てられるために」エイデル研究所 2002 年  
辰見敏夫・永井千恵子・西沢幸子・渡辺真一「領域人間関係」同文書院 2003 年  
岸井勇雄・無籐隆・柴崎正行「保育内容・人間関係」同文書院 2016 年  
岸井勇雄・無籐隆・柴崎正行「保育内容・言葉」同文書院 2013 年  
網野武博「保育の友 第 65 巻 第十号 特集子どもの最善の利益とは P8～15」全国社会福祉協議会 平成 29 年 8 月 1 日発  
田村美由紀・室井佑美「領域人間関係ワークブック」  
駒井美智子「保育者をめざす人の保育内容 言葉」みらい 2013 年  
近藤幹生・寶川雅子・源証香・小谷宜路・瀧口優「ことばと保育」ひとなる書房 2013 年  
増田修治「子どもが育つ言葉かけ」ひとなる書房 2009 年  
無籐隆「領域 言葉」萌文書林 2015 年